

第16回 長期計画策定会議 議事概要

1. 開催日時：2000年11月20日（月）14：00～17：00

2. 開催場所：ホテルフロラシオン青山「孔雀」

3. 出席者

委員：那須座長、森嶋座長代理、秋元委員、秋山委員、石川委員、
石橋委員、太田委員、長見委員、桂委員、河瀬委員、神田委員、
草間委員、熊谷委員、近藤委員、鈴木委員、鷺見委員、住田委員、
竹内委員、千野委員、妻木委員、都甲委員、鳥井委員、長瀧委員、
西室委員、村上委員、吉岡委員、

分科会座長：永宮座長、久保寺座長、佐々木座長

原子力委員：藤家委員長代理、依田委員、遠藤委員、

科学技術庁：中澤原子力局長、小中審議官、伊藤原子力調査室長、
牧野原子力利用計画官

通商産業省：藤富審議官、入江原子力発電課長

4. 議題

（1）原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画（案）について

（2）その他

5. 配付資料

資料1 第15回長期計画策定会議議事概要（案）

資料2 長期計画意見反映版（案）

資料3 長期計画案に対する意見への対応（案）

- ・「情報公開と情報提供」についての修文案（石橋委員）
- ・「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画案」について（西室委員）
- ・「長期計画意見反映版」（11月8日付）に関する意見（吉岡委員）
- ・佐々木第五分科会座長からの修文案

6. 議事の概要

（1）開会について

○那須座長より、本日の審議事項について説明があった。

前回の意見反映版に対する各委員のコメントを踏まえ、修正したものを森嶋座長代理に用意して頂いたので、ご審議をお願いしたい。

前回の策定会議後、審議の進め方等について多くの要望書を頂いた。その中で、森島座長代理の発言の一部のみを引用して、策定会議が全く国民の指摘を反映する意図がないかの如き記述が多数見られた。

前回、森島座長代理からは、用意した資料はあくまで議論のためのたたき台であり、国民意見をどう反映させるかは、策定会議自身が決めるべきものである旨、発言があり、我々もそのように理解し、議論をしたところである。その点は、本日配付している議事録でご確認頂きたい。

○事務局より、本日の配付資料の確認があった。

事務局へ寄せられた FAX 等の要望書の中で、国民からのご意見が 11 月 8 日の策定会議で初めて委員に配付され、その場で議論が行われたという誤解があるようなので、補足したい。ご意見のコピー及び事務局作成の概要については、あらかじめ委員にご検討頂くべく、8 日の策定会議の 2 週間程前に送付しており、また会議資料についても、策定会議の 5 日ほど前に送付している。

（２）原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画（案）について

①長期計画案についての説明

○森島座長代理より、資料 2、3 に基づき長期計画案の変更箇所についての説明があった。

○那須座長より、審議の進め方について、発言があった。

長計案に沿って、第 1 部、第 2 部、その他の 3 つに分けて審議を進めたい。

審議にあたっては、あくまで寄せられた意見をどう反映するかという観点で、ご意見を願いたい。

まず、第 1 部については 45 分ほどで審議をお願いしたい。

○主な質疑応答及び関連する意見は以下のとおりである。

②第 1 部についての審議

（秋元委員）

第 15 頁「我が国における核燃料サイクルの意義」の部分で、「高いレベルの放射能を有する物質を化学処理してプルトニウムを分離するという特徴を踏まえた安全管理」とある。現在の再処理では、プルトニウムもウランも分離をしていくわけだが、将来的には、核燃料物質はまとめて分離しようという考え方があり、その方が核不拡散の観点からも良いという意見もある。プルトニウムというよりは、核燃料物質を分離すると書いた方がより正しい表現となると思う。

（鈴木委員）

今の秋元委員のご意見は、ある意味ではもっともだが、この表現は核物質管理も強調しているものと思う。その意味で、プルトニウムとウランを回収して燃料とすること、更に、プルトニウムを分離することになっており、それを受けて核物質管理が重要な要件となり、主要な設備を要するのだというロジックになっている。論旨を生

かすなら原案のままの方が良いような気がする。

(秋元委員)

そのような誤解を受けかねないという気がする。下の方では、プルトニウム、ウラン等を有効利用していくと書いてあるので良いが、炉の中で燃えるのはプルトニウムだけではない。将来高速炉になれば、それ以外の燃やせる物質もあるわけで、それを分離していくということが、再処理の基本的な考え方となっているはず。その代表としてプルトニウムがあるというのならわかるが、この表現では、プルトニウムだけというように誤解されるおそれがあるかもしれないので、プルトニウム等としてはどうか。

(鈴木委員)

この部分は追加されたもので、主旨としては設備投資が大きくなるということを説明していると思う。そういう意味で、安全管理及び核物質管理に特段の注意が必要である。その点からみるとプルトニウムを分離することが、ここではかなり本質的な意味を持っている。将来的には秋元委員の言われるとおりであるが、ここについては、主旨はそのようなものであるので、やや一般性がないということなら、「例えば」という修飾語でそれを読んで頂けないかというのが私の意見である。

(事務局)

今のコメントの部分は、近藤委員から頂いたところであり、おそらく、プルトニウム等ということで問題はないと思う、近藤委員は、本日遅れて来られるということなので、よろしければそのときに再度ご確認頂きたいと思う。

(石川委員)

どのセンテンスを見てもそうだが、そこで一回切ればよいのに、必ず全部「必要である」、「重要である」となっている。例えば第 19 頁だが、「充実させる」で終わってよいはずなのに、「充実させていく必要がある」とか、「整備する」が「する必要がある」となっている。なぜこのような文章になってしまうのか。「整備する」で終われば、それで一つの自信の表れとなるが、「整備する必要がある」となると、「する」と言って主体をはっきりさせながら、「する必要がある」と誰かに投げて、逃げている。書いている側の主体が消えてしまっている。そのような日本語の書き方が、逃げ道の文章を作っている。それが常に日本の行政が誤解されるところとか、あいまいだと言われているところであり、この文章論からきている。文の切り方によって、このような策定会議の決意がはっきりする。文章はよく末尾から読めと言われるが、そういうことである。

(森嶋座長代理)

私は法律家であり、また、政府の外の人間として、このような文章を霞が関文学と言っている。他の審議会でも常にそのような問題があり、役所の文化そのものを改めないのだめだと思うが、少なくともこの書き方としては一応のルールがある。

「... する」は、これは我々が提案するものではあるが、その後、政府が決定したり、国会が決定したりする。つまり、すでに何らかの形で一定の方針が決定しているものと

考えている。

「必要である」というのは、これからではあるがこのようなことをしなければならないという、いわば政策の今後の方針を示しているつもりである。

「重要である」というのは、今後、いろいろな意見を伺ってやらなければならないという了解である。

少なくとも、ドラフトを受け持った私としては、最初からそれでやろうと決めていたわけではないが、私独自の文化でやるわけにはいかないので、一応霞が関文学のルールに従っている。石川委員のご指摘のように、すっきりはしないが、そのような前提であるということをご紹介させて頂く。

(那須座長)

これについての議論は、半年ほど前に一度なされたと思う。

(石川委員)

原子力のような慎重な問題であれば、むしろこのような委員会は政府にこういったことを出して、周知しなければならないと思う。しかしそれを踏まえて、あえて文学の革新運動で、政府、国民の代表である政治に対し、ここまでやるべきというところまで踏み込んで始めて、21世紀の日本の原子力政策、各省庁に影響を及ぼす審議会だと思う。かなり議論があったにもかかわらず、最後に出す文章が決め手となるので、気になったので申し上げた。

(森嶋座長代理)

私も、不徹底であることに内心忸怩たる思いがあるが、このような大所帯のところで旧弊を墨守したということか分からないが、一応私の立場を申しあげた。

(那須座長)

途中から、ご苦勞された文章になっているということを私は感じていたので、多少そのようなこともお認め頂きながら、これからは我々は物を書くとき反省するようにしたい。

(石川委員)

皆の意見を一人の方がこのような形でまとめたり、確かに「断言できるもの」と「要求」の部分等いろいろあるので、そこまで追求するのではないが、気になって、あえて申し上げた。

国民が関心を持ったり、一番気を付けなければならないところは「必要がある」などではなく、集中的に反対意見があったものについて、審議会の名においてももう少し踏み込んで、政府がそれに関して逃げられないような言い方とすべきである。そのような形をとることが、報告書として国民にある程度これは一所懸命やって、反対意見等も政府に対してかなり牽制したというような信頼ができる文章となるのではないかということである。

(住田委員)

私も同感である。前回申し上げたのも、石川委員が言われたように、重要な部分につい

ては、単に「重要」とか「必要」とか言うのではないということ。具体的には第 19 頁の「情報公開」の部分で、今回修文して頂いたが、国が情報公開することを保証すべきだという国民の意見を頂いて、私は当然のことと思うが、それを文に生かすときに、単なる保証でなく、自らの責任としてあるということを明言した上で、更に「言うまでもない」と強調して頂き、十分踏み込んでメリハリを利かせて頂いた。特にこの部分については、国民の意見を十分取り入れて頂いたのではないかと考えている。

(千野委員)

今の関連であるが、森嶋座長代理も忸怩たるところがあるとおっしゃっておられるし、石川委員に具体的に示して頂いて、修文するというのも一つのアイディアかなと思うし、それならさほど時間を取らないはず。多くの方がもっと踏み込んで言えるということなら、やった方がいいと思う。

(石川委員)

文章として後から読むと、このような語尾は、逃げの文章であるとすぐわかる。文はうそをつけないので、前に何が書いてあろうと、このような書き方をしていると、必ずどこか自信がないとか、あいまいだということで、文の結び方ですぐばれる。せっかくこれだけ注目されている審議会であるのだから、日本において原子力が必要であるという議論を重ね、このようなことについては、政府は絶対にやらなければならないということまで追い詰める文章の迫力があってこそその審議会であると思う。

(吉岡委員)

今の関連であるが、前回の長期計画までは「必要である」、「重要である」という書き方は、むしろ今回よりも少なかった。前回はあたかも事業計画のように、「・・・を進める」といった書き方をしていたと思う。それが今回、原子力委員会が一步引いて、大所高所の観点から事業の進み具合について監督をし、必要な方向について提言をするという形になったので、私としてはむしろ今回のトーンは改善であると考えている。

(中澤原子力局長)

霞が関文学ということで霞が関の人間が発言するのは勇気がいるが、私はこう理解しているということで、ご参考までに発言させて頂く。霞ヶ関文学かどうかは別にして、森嶋座長代理からも発言があったように、「する」、「重要である」、「必要である」というものを使い分けしていると理解している。

参考までに、この長計案は最終的に原子力委員会決定となる。原子力委員会が決めるということとなると、「必要である」ということは原子力委員会決定となり、政府はこれを尊重しなくてはならない。「重要である」ということになればどこかで議論をすることが必要となる。私が申し上げたかったのは、ここで書かれていることは逃げではなく、論点が整理されて作られたということ。それが最終的には原子力委員会決定として、政府は尊重しなければならないということを付け加えさせて頂きたい。

(神田委員)

5 回前に議論があったが、そのとき「期待される」というものと「すべきである」というものを含め、5つの表現について説明があって、明らかになっている。私も長計を説明に行ったとき、これらの表現について説明すると、一度で皆様に分かってもらえた。これについてメモのようなものがあると良いが、本文に書くのがはばかれるので、座長代理としての回想録あたりで書いていただければと思う。

(石川委員)

これは非常に大事なことだと思う。検討しろといわれたから検討した、そこで重要だと言われたから重要であると認識している、ということだけで全部終わってしまうということが、日本の風土であるように思う。これには言葉を変えるしかないと思い、あえて意見を申し上げた。

(長見委員)

第 19 頁 1-2 の「信頼の確保」の部分に、「政策決定過程に対する国民参加を進めていくことが重要である」という文章がある。この点については、第一分科会で丁寧に報告書に入れたが、それにもかかわらず、今回のパブリック・コメントの扱いが、政策決定過程にうまく取り込む仕組みであったか疑問がある。他の審議会も同じだが、中間報告ができてからパブリック・コメントがあり、そこで初めて気づく人たちもいたりして、その意見を本会議で反映することが困難になってしまうということも多々ある。この策定会議も同じようになってしまったのではないかという気がして、残念である。政策決定への参加のあり方について、もっと具体的に第一分科会でやるべきではなかったかと反省しているが、今からでも第 19 頁の 1 行に何か入れることはできないだろうかと思う。

(河瀬委員)

第 19 頁の情報公開の部分で、これも立地地域として重要であるが、「必要である」が「べきである」に修文されている。第 20 頁 1-3 では「共存共栄という共生」を入れて頂いたが、ここの最後の部分で「・・・重要である」とあり、先ほどの表現の区別を聞くと、「重要である」というのは少し弱いのではないかという気がする。座長としてはどのようにお考えか。立地地域としての立場から考えると、「必要である」という文章が良いように思う。我々はこの長計をバイブルと位置付けており、立地地域としての思いが、少しでもかなえられるのではという気持ちもあるので。

(森嶋座長代理)

先ほどの「必要である」というのでは、一定の政策が見えているということで書いてあり、「重要である」というのは、決してランクを落としてということではなく、この問題については、法律にするのか、特にここでは国、地方自治体、事業者それぞれが適切な分担を図りつつなどというのがあり、「重要である」と書いてあるのだから政府はやれと、自治体の方で言うて頂くことかと思う。「必要」と書いたからすぐやるが「重要」と書いたから先の話ということではなく、現時点で状況がどの位見えるかということに

もかかわっている。まだ政策がそこまできちんと詰められていないということである。
(河瀬委員)

国のこれからの対応とか、皆様方の思いを感じたいというところであるので、事務局として何かあればお聞かせ頂きたい。

(事務局)

森島座長代理からご説明のとおり、「必要」、「重要」とは、必要の度合いによつての優劣ではなく、「重要である」とは、この部分でいうと、三者が一致協力してやっていくべきだ、とご指摘頂いた表現と認識している。

(桂委員)

第1部の第12頁から第15頁に、「安全性の確保」ということで書かれているが、安全性の確保ということが具体的に可能なのか、それとも今のままでは不足なのか、この点についての第三分科会での審議を教えていただきたい。現在の原発に使われている技術は安全だが使い方が問題であったので、総点検をやればよいと言うのか、あるいはまだまだ問題があるので、もっと安全性を高める技術開発の部分が非常に重要だということのか、どちらのスタンスでまとめられたのか。それによりニュアンスが変わってくる。私は今までの論議では、今の技術で行けるという点にあるように思う。

国民の不安がそこにあるのであれば、技術開発の必要性というものを第13頁の安全性の部分の下から3行目にある、「技術開発を怠らず」というように他の部分にも入れて、新たな開発部分というものを明記する必要があるように思ったが、専門家の意見はどうか。

(鈴木委員)

第三分科会の関係者の一人として、コメントしたい。第三分科会は高速増殖炉及び関連する核燃料サイクルということで、原子力発電全体についての議論をしたわけではない。原子力発電全体については、むしろ第二分科会の方が適切かと思う。

第三分科会の範囲を超えて、個人的意見を含め申し上げると、原子力の安全性については、技術的側面と社会的側面があり、技術的な側面に関しては、このような場でコメントすることは気を付けなければならない。つまり、安全性についての妥当性は、原子力安全委員会が議論をするということになっているからである。原子力委員会と原子力安全委員会は独立性がむしろ重要であつて、原子力委員会が詳細にこれを議論することは控えるべきであると思う。

それは別にして、技術的な立場で言えば、このような議論を進めるに値する程度の安全性の基本的な要件は満たされていると理解している。しかし社会的な問題としては、単なる技術的な問題として論じてはいけないということで、したがって社会的な不安感、不信感に対しても、技術者自ら考え、それに応えるだけの対応をとっていかなければならない。その意味では、第一分科会でも「国民・社会と原子力」というタイトルの下で議論され、第二分科会、第三分科会についても、そのような認識の重要性を強調し、そ

れに基づいて計画を進めていくべきという論旨で報告書案を作った。

(吉岡委員)

補足であるが、この計画案は安全問題ということに関して、全体としてかなりメリハリが利いた記述がなされているような気がする。どの技術も絶対安全ということはありませんが、安全性については今まで長い経験と実績を積んできた技術と、これから積み上げていかなければならない未確立の技術というのがある。一応、実績があるのは商業用軽水炉だと思う。F B Rについては第 37 頁にも新たに修文されているが、研究開発段階にある原子炉という認識に立っている。ここでは、実用段階と研究開発段階を区別して、それぞれ安全性についての考え方も異なり得るというような記述がなされていると思う。

第 12 頁の高レベル廃棄物の記述も、私の案を入れて頂いたところだが、下から 8 行目で、最終処分とは実用段階なのか、それともなお多くの研究開発を必要とするものなのかということで、後者の考え方がより明確になっている。法律的な問題はあるかもしれないが、技術的にはまだまだ研究開発をやっていかなければならない分野だと思う。修文前はあたかも実用技術として確立しているような書き方だったが、研究開発段階だということを強調した結果として、「実施に向けて・・・」等の表現になっていると思うので、発展段階毎の書きわけという点においては、全体としてメリハリのある内容になっていると思う。

(石橋委員)

前回の議論は、第 1 部は全体として修文に反映されていると思う。

第 19 頁の国の説明責任について、前回のいろいろなご意見を踏まえた上での加筆になっている。説明責任を国に課し、非常に重い政策課題を新しくここに出してきているということで、私としては非常に評価している。

ただし、国民の意見をどういう形で、いつ取り入れるかということについてはまた時間があったら述べたい。第 1 部についてはこれで結構だと思う。

(熊谷委員)

用語の解説に高速増殖炉という項がないので、あった方が良いと思う。一般の人にとって用語の解説は非常に役に立つ大切な部分なので、高速増殖炉についての簡潔適切な解説があった方がよいと思う。第 55 頁に「高速増殖炉の仕組みと原型炉『もんじゅ』の概要」という図があるが、これだけで高速増殖炉がわかるはずだというのは、あまりにも不親切である。

(森嶋座長代理)

用語解説については、今のご指摘を反映することとしたい。

(草間委員)

第 15 頁の核燃料サイクルのところで「将来実用化されれば、・・・数百年にわたって原子力エネルギーを利用・・・」とあるが、この「数百年」という数値の根拠が、例えば

分科会の報告書等を見ればわかるようになっていないのか教えて頂きたい。

第 12 頁の地層処分のところで「地層処分を行うことが各国で計画され・・・」というところで、「各国」とあるとかなり多くの国という印象だが、地層処分を計画あるいは実施しようとしているのはそれほど多くないと思うので、例えば国の名称をあげるなどした方がよいのではないかと思います。

報告書全体として「我が国は」という書き方をしてあるが、「日本は」という方が抵抗がないのではないかと思います。というのは、外国人がかなり日本におられるわけだし、公務員としてもおられ、税金も納めていることを考えると、「我が国」ではなく「日本」としたほうがよいと思う。

(森嶋座長代理)

外国との関係において、日本の政策として発信するときには「日本」と書かなければならないが、国内のときには、他との比較をする場合は別として、「日本の」という書き方はむしろ少ないと思う。また、外国人が住んでいることと、「日本」と書くことは論理的に結びつかない。例えば国民ということになると、確かにおっしゃる通りではあるが。決して排斥するわけではなく、検討はさせて頂き、おそらく「我が国」ということになると思うが、ご了承頂きたい。

(事務局)

年数の件については、第 55 頁の図表「核燃料サイクルの天然ウラン利用効率」と、第 53 頁「世界のエネルギー資源埋蔵量」の 2 つより、数百年と記述している。

高レベルの地層処分については、第二分科会報告書の参考資料の中で、海外の動向ということで日本を含め 8 カ国の例をあげているが、かなりの国において現在地層処分へ向けての取組がなされているということで、「各国」という表現とした。

(千野委員)

第 20 頁の「適切な情報公開…」というところで、この報告書では、ほとんどが情報公開と情報提供が二つセットになって書かれているが、私の読み落としがなければ、一箇所だけ情報提供が先にきて情報公開が後にくる文脈がある。それは第 2 部の「国民生活の放射線利用」のところで、「わかりやすい情報の提供と、適切な情報公開」という表現だったと思うが、やはり立地地域との共生が非常に大事であり、情報公開は大原則であると思うので、地域住民の理解と協力を得るためには、積極的な情報の提供というのが先にきたほうがより良いのではないかと感じた。

(森嶋座長代理)

その点については検討させて頂く。

(石川委員)

言葉の問題ばかりで申し訳ないが、一つだけ第 1 部に関わることで、第 18 頁の部分で、こういう問題は最終的には全て安全ということに集約されるわけだが、そこで抜けていることがあると思う。原子力の安全確保に関しては国の規制責任、事業者の保安責任が

ある。私はあえて踏み込んで、両者の事故責任という言葉が欠けているのではないかと思う。要するに一番この問題で心配なのは、事故が起こったら取り返しがつかないという不安が、原子力問題には常にあるということ。改めて 21 世紀の日本の原子力政策について考えると、国民の不安を拭うことが、お互いの信頼関係ということであれば、事故責任という新しい語彙を注入するのは、まさに霞ヶ関文学の文体革命になり、国の規制責任、事業者の保安責任プラス両者の事故責任を十分に果たさなければならないと思う。事故の責任というところまで踏み込んだ政府に対する勧告、そのような言葉は入れられないか。

(森嶋座長代理)

従来よりご指摘のような議論をしてきたつもりである。

(近藤委員)

今のご指摘をうけて、まず第一文が責任の総体を言っているわけで、その次の、「特に、国は安全規制において国民の立場に立ち、その職責を厳格に果たしていく・・・」が国の自己責任をやや平たく言っている。自己責任は一般的な言葉で、国の自己責任はなんぞやといえ、職責を厳格に果たしていく、それをもって自己責任を果たすということではないかと思う。

(石川委員)

ものすごく大事な言葉だと思う。

(森嶋座長代理)

第 25 頁に、自己責任という言葉は使っていないが、主旨は出ている。

(事務局)

第 25 頁の部分において、自己責任について各々の主体が責任を有しているということを確認に書くべきという議論があり、「国は・・・責務を有している」、次の「事業者は・・・責任を有しており、」ということで、主旨はこの部分を含め入っていると思う。

(森嶋座長代理)

割合最近では自己責任と安易に使われていたりするが、検討させて頂く。

(石川委員)

ジコというのはセルフの自己ではなく、アクシデントの事故である。

責務というのは責任ではない。問題は事故が起こった後にあるわけで、原子力の場合、事故が起こった後には取り返しがつかないということで、世界中で議論がある。事故は起こるであろうという前提があるわけだから、事業者にも国にも、当然、消費者にも責任が必要である。

(森嶋座長代理)

言葉の音だけで判断してしまったが、事故発生に対する責任、発生した後の責任ということで、よろしいですね。入れるように検討したい。

(吉岡委員)

先程の長見委員の発言と関係あるが、国民意見をどう反映させるかについて更なる工夫が必要であるという主旨だったと思うが、それに関して、私のプリント1枚目から2枚目に書いている。

前回11月8日の会議で森嶋座長代理案が提出された。これは国民意見をふまえ、結論は変えずに表現を変えるという方針でまとめたものだったということであった。それは策定会議全体の方針ではなくて、森嶋案の作成方針であるとのことだった。国民意見を取り入れて結論も変えるべきかどうかについては全体会議で審議して、決定すれば良いとの主旨であった。

しかしながら今までの審議で、結論を変えろという意見は出てきていない。確かにそれは困難なことである。この審議会の様々な委員の力関係による均衡点としてこの報告書が出ているわけだから、それを変えようとすればさらに数回以上の審議が必要だろう。その結果は私の見方では、それほど今の均衡点から大きくは外れないという気がする。私は脱原発が妥当だと思っているので、そのような結論に改めるように努力するのも手であると思うが、結局は今の現状認識にたつかぎり、結論を変えるというのは至難の技で、労多くして得るものは少ないであろうとの観点から、私の意見書も結論は変えずに表現を変えるという方針で書いた。

しかしながら、結論にも国民意見をある程度反映させるようにすべきだというような委員の意見が何人かあれば、私は意見を翻すかもしれないが、いままで聞いてきた限りではそういう意見はないので、結果として結論を変えずにというのが通ってしまうのかなという印象を持っている。

(森嶋座長代理)

国民の意見をどう取り扱うかということについては、ここでお決めになること。文言等、今の段階で入れられるものについては入れたが、結論を変えるかどうかを含めて国民意見をどの程度入れるかについては、ここでお決め頂きたい。私が結論を変えないという前提で森嶋案を出したわけではない。

座長代理として修文等の作業をする立場と、ここでお決めになることというのは、私としては分けており、最初から国民の意見を聞かないとか、あるいは結論を変えないでやるというのが私の方針とは、一回も申したことはない。議事録等でお確かめ頂きたい。結論を変えるべきという意見が出ていないのは事実であるから、それに基づいてまとめることについては、吉岡委員としてやむを得ないとお考えなのはいいが、結果として私の案に賛同したというような理解は正しくない。

(吉岡委員)

別にそういう理解ではなく、結果として結論を変えるべきだという意見が私以外の委員からは出なかったし、その方向でまとまりつつある点について、私はやむを得ないと考えるということである。表現上の誤解を招く点があったかもしれないが、森嶋座長代理のご発言と同じ理解であるのでご了解頂きたい。

プリントの下から3つ目のパラグラフで書いたが、インターネットの常時接続というのが今話題になっている。審議会も国民に対して常時接続がよいのではないか。いつ何時でも国民は意見を述べ、各委員の判断により重要な意見は審議でとりあげたり、場合によっては招へいしたりすべきである。そのようなことをやらなければ結局は委員の構成と、各委員の力関係の均衡点ということで報告書案の骨子が決まる。その後で国民意見を募集しても反映させるのは困難である。国民意見の反映のさせ方については、原子力委員会として検討すべき点は多いのではないかと思う。

(鳥井委員)

今の点だが、誰がものを決めたかという責任の所在を明確にするという問題が一つある。それと同時に、なるべく多くの国民意見を聞くという二つを両立させなければいけないというのは大変難しいことであって、単に意見を求め、いくつ集めたというような議論では意味がない。第19頁、1-2の「信頼の確保」で「政策決定過程に対する国民参加を進めていくことが重要である」と、その後に誰が意志決定したかということが明確になるシステムであることが大切だし、また国民参加のあるべき姿を今後とも検討していくと入れても良いような気がする。極めて難しいこと、試行錯誤してみないと答えは出ないような気がするので、少しトライアルするというようなことがあっても良いのではないか。

(那須座長)

この結論を出すまでにというよりも、今後の宿題としてちゃんと考えるようにということでもよろしいですね。

(森嶋座長代理)

円卓会議のようなもので、意見を聞いていくべきだということですね。

(事務局)

ただ今の件に関連して、第20頁の6、7行目の部分で、政策決定過程への国民の参加についてやや詳しく説明している。円卓会議についても記述しているが、国民意見の反映のプロセスについては、社会情勢の変化に応じて柔軟に見直す必要があるということもここで指摘させて頂いている。

(鳥井委員)

その部分に政策決定者の責任の問題も考えつつ、というようなことが入っていないといけない。国民の皆さんの意見を聞いてこう決まりました、だけど停電が起きましたというのではうまくないので、誰が決めたのかという責任の所在がはっきりしていることが大事だと思う。

(森嶋座長代理)

制度的には原子力委員会なり、ここはこれを審議する責任があり、その意味では国民の意見をどう取り入れるかというのも、ここの責任だと思う。

だからこそ国民の政策過程への参加というのは、誰か責任を負ってる人がいるわけで、

その意味では国民は政策決定そのものには責任を負ってないと私は思う。しかし国民の意見をどう取り入れるかはまさに政策決定者、この場合は原子力委員会の責任だと思うので、誰が責任を負うかと書くのは、私の個人的な意見ではそれはかえって無責任ではないかと思う。鳥井委員の意見はよくわかるが、むしろここが責任を負う、あるいは原子力委員会が負うというのは当然のことではないかと思う。

(鳥井委員)

私もそれは当然のことだと思っているが、若干社会に誤解があったのではないかというところがあって、第1部がメッセージであるとするならばその辺も明確にしておいたら良いかなという老婆心である。

(森嶋座長代理)

入れられれば、入れるようにしたい。

(長瀧委員)

放射線の遺伝的な影響、例えば被爆者の2世に放射線の影響があるかということは非常に大きな問題で、今のところは見つかっていない。無いとは言わないが見つかっていないというのが今の医学的な現状。第8頁の6行目で「原子力発電に伴って生じる・・・後世代の人々の健康・・・」というところで、この「後世代」という言葉から遺伝ととるのか、あるいは後で生まれた人間への影響ととるのか。言葉の表現のうえで遺伝的な影響では無いということが解るような、つまりずっと放射能があるのでその時に生まれてきた人が個人的に影響があるということで、親が受けたから子供にあるのではないということをはっきりさせたいと思う。

(森嶋座長代理)

今の件については、むしろ長瀧委員、佐々木座長、久保寺座長に示して頂きたい。内容的に自然科学者として、こういう表現だと伝わらないということがあれば、先生方の共同責任で、修文をお願いしたい。

(森嶋座長代理)

近藤先生が来られる前の宿題があって、プルトニウムの分離というのが「プルトニウム等」でよろしいかということについて、ご意見を頂きたい。

(近藤委員)

等と入れるので良いと思う。

③第2部についての審議

(那須座長)

第2部につきまして、30分程度で審議をお願いしたい。

(秋元委員)

第37頁の「もんじゅ」について、かなり修文をして頂いて、大変わかり易くなったと思う。高速増殖炉懇談会が前に2年間かけてやった議論をふまえ、またここで高速炉の問題を更に蒸し返し、「もんじゅ」の問題はこれで5年目である。この中でそういう歴

史があるということに言及してもらって、大変結構だと思う。早期の運転再開を目指すとはっきりとうたって頂き、私としては大変ありがたい。やはりこれを何年も宙ぶらりの形で置いたままにしておくというのは、本当の意味での税金の無駄遣いであって、これだけの技術を有する人員、施設、ポテンシャルがありながら、5年も6年も決断ができないということでは、私は問題であると思う。これまでに十分議論も尽くされたと思うし是非とも進めて頂きたい。

(秋山委員)

秋元委員のご意見に全く同感で、ぜひ「もんじゅ」の早期運転再開を目指して頂きたい。この部分については、大変良く記載されていると思う。

(石橋委員)

情報公開のあり方については、私はペーパーを出しているが、第26頁の追加文章は、これで結構だと思う。基本的には、第一分科会で情報公開とか住民参加の問題について議論したが、それがよく反映されていると思う。誤解があるかもしれないが、私は安全の問題についてほとんど関心がない。現在交通事故で年間1万人が亡くなっており、1日に換算すると相当の事故が発生しているということを第一分科会でも勉強したが、なかなか原子力についての信頼が得られない。私としてはやはり国民社会との間でコミュニケーションや情報提供のあり方をどのようにしたら良いのかとか、先程の第1部での説明責任とか、そういうソフト面での対応がこれから原子力にとっては極めて重要だと思う。その点についての記述は、それ相応に結構だと思う。

(神田委員)

第27頁の原子力に関する教育で、「総合的な学習の時間等を活用することが有効である。このため、原子力やエネルギーに関する体系的な教育カリキュラムの開発・・・」とあるが、何か具体的にアイディアがあるのか。というのは、環境エネルギーに関する教育というのが総合的な学習の時間の使い方ということで、盛んにいろいろな所でやっているが、ここと関係があるという感じがあまり浮かんでこない。長計との関係がいまいちわからないので、なにか積極的に科学技術庁や通産省がそれに対して働きかけを考えているのか、この文章のもとになった雰囲気を教えて欲しい。

(事務局)

例えばエネルギーに関して科学技術庁、通産省において相談しながら、どのような支援策があるのか、いろいろと検討しているところであり、また、一部は予算措置を講じているところである。今回追加したのは、体系的な教育カリキュラムの話で、それに続く情報の提供、ネットワーク、この辺りについては、事業として実施しつつあるところである。さらに宿題としてこういったところがあるのかと思い、追加させて頂いた。

(神田委員)

文部省とうまく連携がとれば良いと思う。

(那須座長)

今のご意見は、ご注意として受けたい。

(河瀬委員)

全体に関係があるが、私たち立地地域では、例えば新聞でちょっとした事故が報告されると、危ないとか、怖いとか、行きたくないというようなことが今まで多々あった。教育の中で、いわゆる原子力についての知識をしっかりと国民の皆様にとって頂ければ、こういうトラブルがあっても、何も心配要らないということになる。立地地域はそういう面で安心の地域でもあるし、特に風光明媚なところがたくさんあり、観光にも力を入れているので、そのような影響を受けにくくしてほしいということである。

また次の4の立地と共生、先程の第1部と同様に第2部でも取り上げて頂いているが、やはり原子力発電所があって良かったですねと言われる地域ができることによって、またこういった政策が進むであろうということで、私どもは提言をさせて頂いたわけである。これを私どもはバイブルというふうに捉えている。この長計は近いうちに委員会決定され、閣議で報告されるということで、広く、わかりやすく、国民にこういうものがあるのだとわかってもらえるよう、お力添え頂きたい。

(草間委員)

放射線影響と利用のところで第41頁の第5章第1節の4行目において、「放射線利用の普及を図っていく」とあるが、研究開発という言葉を入れて頂いた方が研究者の励みになると思うので、「研究開発及び利用の普及を図っていく」と修文してほしい。

最終行に「防護教育の充実等が重要」とあるが、ここではどちらかというと国民に対する教育という形で使われているが、これは安全を図るために、実際に携わっている関係者への教育という意味で、「防護に関する教育、訓練の充実等が重要」とした方が、明確になると思う。

第42頁のところの「放射線の生体影響と放射線防護」では「生体影響の研究」と修文してほしい。

先ほど長瀧委員よりご発言のあった、「後世代への影響」については、私も遺伝的影響と取られてしまうと思うので、修文を考えさせて頂きたい。

(森嶋座長代理)

言葉の追加については、入れることでさしつかえないと思う。

(近藤委員)

石川委員のおっしゃる事故責任について、どのような意味であるか考えていたが、長計案では事故が起きたときの防災面での対応について主として言及している。民法上の責任というものもあるが、それは損害賠償の世界である。それについて特段取り上げていないので、損害賠償の制度が適切かどうかについての議論のことかなと思う。

(石川委員)

原子力に関しては、有効性については広く認められていながらも、安全性に対する不安がある。事故を未然に防ぐためには国、事業者の責任があると思うが、私はあえて消費

者である国民の責任ということも言いたかった。これぐらい踏み込んで言ってもいいのではないかと思う。

(森嶋座長代理)

石川委員のご発言を入れるとすれば第 25 頁から第 26 頁のところではないかと思う。確かに近藤委員のおっしゃるように、防災については書いてあるが、事故後の補償については書いてない。補償については原子力損害賠償法というのがあり、大事故が起き、一定の限度を超えた場合には国もカバーするとしている。国の金が出るということは国民の負担ということで、その意味で法律論からは、ユーザーの責任というよりむしろそういう仕組みが存在しているということ。

今回の JCO の事故の場合、結局は親会社がかバーしたが、一定の責任限度があり、親会社が踏み込まなかったらという問題はあったかも知れない。いろいろな問題はあるが、現に仕組みはあるわけで、この JCO を契機としてどう改正するかという議論はあるかもしれない。

刑事責任については原子力に限らず列車の事故などもあるわけで、ことさらここに書く必要はないと思う。損害賠償については検討したい。

(石川委員)

損害賠償については、確かに国民の税金で補償するということは国民の責任だが、私が言いたいのはもっと抽象的なことである。原子力のようにエネルギーとして非常に広範囲に影響が及ぶものは、大事故が起こった場合に全国民が事故罰則として等しく電力消費を何%カットするというような考え方も必要ではないか。

補償は国民の税金で払うのだから国民の負担だというのは、この文明としての原子力の問題はとらえきれないのではないか。

(森嶋座長代理)

主旨は理解したが、各分科会報告を踏まえ積み上げられたものであるので、今の時点ではこの報告書には組み込みかねるというのが、私の判断である。

(住田委員)

原子力損害賠償法については私は審議に関与したので、それについては既に解決済みという解釈で申し上げてよいのではないかと思う。

事故は基本的には事業者責任である。世界的に見てもトップクラスのレベルの高額の保険とされている。それで不足する場合には、国から税金が出せるという仕組み、それも無過失責任で、さらに援助することができるという仕組みが既に我が国の法律の中に決定されている。

(森嶋座長代理)

石川委員のご意見はそういうレベルのことではなくという意味で、そこまでは書けるがそれを踏み越えたものをどこに書くかということ、今回は入れかねるのでご了承頂きたいということである。

(住田委員)

逆に、その仕組みの中に既にそれは取り入れられて、国民が等しく税金で負担するという、諸外国にもない厳しいものが出来上がっているということをご理解頂く方がよろしいのではないかと思う。

(石川委員)

私は、補償とかということについてはちゃんとやっていると思う。ただ政治という国民の代表、つまり最高の決定機関に対し案を出そうという委員会であれば、そういうものを政治の場にぶつけるということが大事である。

(森嶋座長代理)

十分にご主旨は分かるし、議事録にも残るわけであるが、ドラフトの修正の責任を負っている者としては、今の時点では組み込みかねるということでご了解を頂きたい。

(石川委員)

了解はしないが、いつもそうになってしまうということを改めて申したわけで、そういう意見を政治の場に持ち込んで、検討しろということである。

(近藤委員)

そのような主旨を敢えて書くとすると、第 13 頁の原子力発電の持つ安全性の特徴の中に「もし万一国民世論を揺るがすような大きな事故が起こると、供給の安定性に支障が生ずるという性格がある」という認識であろう。それをどちらに振ろうとするのか、石川委員は一流のポジションで国民に振ろうとされたのであると思う。

ただここでは「そういうことを慮りつつ、安全を期すというスタンス」で安全性の重大さを書いているということ。そういう問題も含みつつ、安全性についてもそういう性格を持っているということを踏まえて書いてあるということでご理解頂きたい。

(長見委員)

私は石川委員の発言の、国の責任、事業者の責任と、国民の責任という言い方は納得いかない。逆に言うと、エネルギーの選択という国民投票的な発想に結びついてしまう。事故が起こること自体が、国民にとって大きなペナルティとなるわけであるので、意味が違ような気がする。

(妻木委員)

2 回にわたって高レベル廃棄物処理について述べさせて頂き、修文もして頂き感謝している。

河瀬委員からのご発言もあり思い出したが、過去には敦賀、六ヶ所村、JCO など、事件・事故が起きるたびに現地の人々が風評被害を被っている。私たちも過去には「敦賀に海水浴に行きましょう」とか六ヶ所でも、つい最近の JCO のときもいろいろな運動を行ってきた。今の議論の補償問題と合致するか分からないが、風評被害という、大変大きな問題が現地には出てしまう。それに対する安全宣言というものが、どの段階で、どこから発表されるのか、一般国民も私たちも良く見ていないとわからないのが実情で

はないか。今、一つの例として申し上げたが、「共生」という観点から見たときに、受け入れてくれた現地の思いというものが、残念ながらこの文章からは伝わってこない。

(森嶋座長代理)

今のはご意見ということで、修文ということではよろしいですね。

(妻木委員)

意見として受け止めてもらえれば結構である。

(吉岡委員)

第 37 頁 17 行目に「そのためには『もんじゅ』について、今後、安全規制行政機関や原子力安全委員会の厳格な審査等を経て・・・」とあるが、「経て」というのは自動的に通過するという印象を受ける。そこで、「・・・の結果を踏まえて」に改めるよう提案したが、認められなかった。

原子力安全委員会と原子力委員会とは別であり、あるいは規制と推進とは別であるという観点から「もんじゅ」については、この場では早期運転再開という結論は出したけれども、それは原子力安全規制行政によって安全性が十分確保されているという前提に立った結論であり、その前提が満たされなければ、やはり動かしてはいけないのだという観点から、この文章は書かれていると思う。

研究開発段階にある原子炉にどう対応したらよいのかということであるが、実用段階ほど問題点がよく分かっているわけではないので、未知の問題や未解決の課題が研究開発段階においては多々あるという認識に立つことが重要である。そこで、「もんじゅ」が「研究開発段階にある原子炉であり、したがって未知の問題や未解決の課題が山積しているということを認識し」という修文を提案したい。

例えば最近、新聞などに書かれているが、「もんじゅ」の蒸気発生器の検査機器の実用化が困難な状況であり、今なお研究開発段階にあって、三菱重工が断念し、サイクル機構が別のメーカーと相談しているというように見聞きしている。そういう未解決の課題が多々あるのであろう。

研究開発段階にある炉をどう考えるかということ、研究開発段階であるからといって、実用段階より安全性が低くてよいという理屈は通らない。実用段階の炉は発電をして、社会的に有用な役割を果たしている。「もんじゅ」の場合、あるいは一般の研究開発の施設の場合は有用性が小さいので、安全性については一般論として、より厳しく考えなければいけないという原則があるのではないか。しかも未知の問題が多いので、分かっている問題については商業施設よりはるかに高い安全性が確立されていなければいけない。それが研究段階にある施設の使命・原則であらう。そういう修文について検討して頂けないか。

第 26 頁の最後の 8 行目の情報公開のあり方についても修文提案がある。今回の件では内部告発によって判明したと言われているが、アメリカには内部告発者を保護する制度がある。内部告発という表現は何か裏切り者というイメージがあるので、私は真実告知

と言うべきだと思っている。真実告知文化を振興し、真実告知奨励制度を整えるべきだといった表現をここに入れるのが適切なのかは分からないし、また、入れることに強く固執はしないが、応援して下さる方があれば検討して頂きたい。これは国民の意見にもあった。

(森嶋座長代理)

先ほどの第 37 頁のどこの部分でしょうか。

(吉岡委員)

第 37 頁 23 行目「研究開発段階にある原子炉であることを認識し、」を「研究開発段階にある原子炉であり、未知の問題や、未解決の課題が山積していることを認識し」と付け加えたらどうかということである。山積というのが大げさであればもっと緩めて、「ある」としてもよいと思うが。

(森嶋座長代理)

おそらく「研究開発段階にある原子炉であることを認識し・・・」というのはそれが含まれているとは思いますが、検討させて頂く。

情報公開のところは問題が違うので、少なくともここには入らないが、アメリカの場合には内部告発者について、国の法律としてある。これについては原子力だけというのは全体として整合性がないので、ご意見として承っておき、全体の国の行政、あるいは企業の中の活動と内部からの情報という問題としてご議論頂ければと思う。

(近藤委員)

後者については、原子炉等規制法の改正で改善提案制度という制度が設けられ、告発という言葉ではなく、事業者の中で従業員が問題があるとして行政規制当局に申告する際にそれに伴う不利益を受けない旨の改正がなされている。今回は言及しなかったが、その規制法の改正について書き込むことは何ら差し支えない。

前半の研究開発段階の原子炉の安全規制については吉岡委員のおっしゃるとおりであろう。研究開発段階だからといって安全審査のアクセプタンスレベルを変えるということはないと理解している。開発段階に伴う不確実性を踏まえた適切な安全を考えるのは常識であり、ここではそう書いたつもりである。必要ならば書き改める。

(秋元委員)

研究開発段階であるということと、未知の問題が山積しているということは同義語であると思う。未知の問題があるから研究開発をやる必要があるのであるし、未解決の問題を解決する必要があるから研究開発をするのである。それを 3 回も繰り返す必要はない。

(都甲委員)

吉岡委員から「もんじゅ」についてのご意見があったので、私どもサイクル機構の立場を少し説明したい。蒸気発生器の伝熱管の検査の問題は、サイクル機構にも要請書が届いた。その中に、今のような内容が記述されており、私どもも事実関係を調査したが、

開発をお願いしている三菱重工が開発を断念して降りて、その代わりに外国のメーカーにそれを委託したという事実はありません。

伝熱管の検査精度については、確かに 91 年頃に、多少ノイズが増えて精度が悪かったということはあるが、これについても安全総点検※やその他の検討結果で、蒸気発生器の安全性を確保するために十分な技術であることが立証されている。なお、精度を上げるために、サイトにおいて実規模の試験装置により、伝熱管の検査の試験を続けていることは事実である。

「もんじゅ」は研究開発用の原子炉であるので、未知の問題が山積しているとのことであるが、私どもはそうは考えていない。「もんじゅ」は第二世代の原型炉であるので、第一世代の試験炉「常陽」で 10 数年の間にかかなりの部分を実証してきた。「もんじゅ」もまだ研究段階であるから、問題が全て解明されたとは考えていないが、早期に運転を再開して、未知の問題を見つけていくことが使命であると考えている。

※「安全総点検」は「総合機能試験」の誤り。

(千野委員)

それに関連して、確かに原子力情報室からも、核燃料サイクル機構からも FAX を頂いているが、三菱重工が降りたというのが原子力情報室の FAX であり、サイクル機構はその事実はないということで、全く違っている。断念しかかったが断念しないで至ったということか、そういう動きさえなかったということか、もう少し細かくお聞きしたい。

(都甲委員)

断念したことはないのは事実であるが、断念しようと思ったかどうかまでは詳細に調べていない。今も続いていることは事実である。

(村上委員)

今の件に関連して、私どものところにも FAX やアンケートが来ている。早期の運転再開を目指すということで、実際には今後ここに書いてあるように安全規制行政機関や安全委員会の厳格な審査を受けるということであって、これが十分に果たされるということで、この場で安全上の問題に細かく立ち入る必要はないと思う。

研究開発段階炉について、あえて修文するとすれば安全規制当局の意見も聞いて修文するのが適当であると思う。

(吉岡委員)

ここで安全論を展開するのは場違いであるという、村上委員の意見に従い、別の場で議論したい。ただ一言、安全総点検で蒸気発生器伝熱管の健全性について調べたという情報については、私は確認していないので、あとで教えてくだされば幸いである。

(那須座長)

私は長いこと、停電や、漏電などに関する損害賠償の仕事をしてきており、原子力だけが危険物だと思っているわけではない。危ないものは危ないと常々言ってきたので、原子力だけ安全と言うつもりは全くない。

④その他についての審議

(那須座長)

最後に、冒頭の「はじめに」及び巻末の資料の部分について、10分ほどでご審議頂きたい。

長計に副題を付けてはどうかという問題で、新たなご提案はなかったが、私の案を含め、以前に数人の委員よりを頂いた具体案を紹介する。

私もいろいろ考えてみたが、我々が1年半かけて審議してきた幅広い長計の内容を全て言い表すようなものは思いつかない。というわけで、副題は付けない方向としたいが異論はないでしょうか。

用語解説については本日ご提案のあった部分について、追加させて頂く。

(神田委員)

要約版の日本語版と英語版を、どこかの責任の下にちゃんと議論して作って頂きたい。現在、要約版というのが広い範囲で出回っているような気がする。日本語版と英語版両方について、どこでどのように審査して、どこに意見を述べたらよいかの説明が頂きたい。

(事務局)

今お話のあった要約版の件は、パブリック・コメントを求める際に作らせて頂いたもので、裏表紙には事務局の責任において取りまとめたものと明記し、ご意見の提出先等を示したものだ。あくまで中身に忠実に、目次に少し言葉を足したようなもので、国民の皆さんに一目でわかって頂けるように作ったものである。

(神田委員)

英語版には暫定とあったが、要約の日本語版と英語版がちゃんとあったら読む人は多いだろうから、きちっと作ってほしい。

(森嶋座長代理)

最終的なものについて、要約版を作ったらよいのではという提案ですね。それについては、原子力委員会でご検討頂きたいと思う。

(藤家原子力委員長代理)

この長計をまとめる際に出来るだけページ数を少なくと要望した。ご理解を頂くための努力はするが、そもそもこの本文の方を読んで頂くことを大前提にしていたので、少し検討させて頂きたい。

(河瀬委員)

長計を、わかりやすく国民の皆さんに広報するという事で、特に中学二年生程度で理解できるようなものがほしい。これだけのものをまとめるのは難しいとは思いますが努力して頂きたい。

(那須座長)

これについては、我々の場で要約についての議論はしないでよろしいですね。座長一任

というより、原子力委員会で検討を頂きたい。

(鳥井委員)

ちゃんとやっていくことが大事であるから、座長から原子力委員長に渡す際に、明確におっしゃって頂くようお願いしたい。

(森嶋座長代理)

宿題について確認させて頂く。石川委員の意見の事故責任に関しては、意見としては理解できるが、長計への修文には入れないということで、策定会議のご了承を頂きたい。遺伝性の問題については、長瀧委員、久保寺座長、佐々木座長へ修文をお願いしたい。草間委員からの放射線に関する研究開発という文言については、入れさせて頂く。

鳥井委員の政策決定者の責任ということについては、今のところ仮案として第 19 頁に「信頼の確保」の部分で、5 行目に「国は・・・重要である」ということで、ご了解頂ければと思う。

熊谷委員からの用語解説については追加させて頂く。

吉岡委員ご指摘の未知の問題については、研究開発段階の安全性の確保ということで含まれていると、皆さんにも同意して頂いたということで、入れないということにさせて頂く。

(事務局)

千野委員からのご指摘で、情報公開と情報提供というところで順番を入れ替えてはというご意見があった。

(森嶋座長代理)

それについてはこちらでチェックさせて頂いて、問題ないということでよろしいですね。

○本日の審議を受けて、那須座長より発言があった。

本日のご意見、ご議論の長計案への反映については、座長に御一任頂き、森嶋座長代理と相談した上で取りまとめ、最終案としたい。

また、長計案を最終的に取りまとめ次第、原子力委員会へ報告する。報告の仕方についても座長へ御一任頂きたい。

(3) 閉会について

○那須座長より、発言があった。

昨年の 6 月以来ご審議頂いてきた長期計画も、本日の議論を持ちまして策定会議としての審議を終えることができた。委員の皆様には多大なご助力を頂き感謝している。一言ずつ、お言葉を頂きたい。

○策定会議を終了するにあたり、各委員より一言ずつ述べた。

(秋元委員)

こういう形で皆様方のコンセンサスというか、かなり長い間の議論において決まったことであるので、実行に向けて努力しようと思う。

(秋山委員)

21 世紀の幕開けに相応しい長計がまとまったと思う。私自身、第 4 分科会で議論した者として、そこでの意見を多く採り上げられたことは、大変前向きであったと思う。

(石橋委員)

こういうオープンな場で原子力政策の議論が出来たことは良かったと思う。ただ国民の意見の集約、扱い方については私は策定会議の初めの方で、早い段階で国民の意見を聞くべきであると提案したが、例えば分科会ごとに意見を頂き、審議してこの策定会議にのせる方法もあったのではないかと思う。次回検討して頂きたい。

(長見委員)

分科会報告書は詳しく作られているので、現実的に具体的な施策に早い段階で反映して頂きたい。

国民の政策決定への参加の方法について、オープンな場で、誰でも議論に参加できるようにという意味で、引き続き努力をして頂きたい。

(桂委員)

策定会議と第 5 分科会に参加したが、私自身バイオテクノロジーに携わるものとして、その関連でどのように意見をまとめるか、国民の意見をどのように反映させるかなど、実際の場で議論できて大変参考になった。

(河瀬委員)

立地地域の思いを取り入れて頂き、感謝申し上げたい。立地地域としてこれからも苦労はあると思うががんばりたいので、今後ともご支援頂きたい。

(神田委員)

策定会議と分科会で 37 回参加し、大変勉強になった。それと同じ回数、地方のシンポジウムや大学祭の場で説明する機会があり、いろいろな方々とディスカッションし、それも勉強となった。特に反対派の方々とも議論をすることができて、私自身エネルギー政策学教授として大変勉強になった。

(草間委員)

今度の長計は国民へのメッセージとしているが、地方にいる者にとってはこれだけの情報化時代とはいえども、伝わってこない。多くの国民に長計の内容を知ってもらい、理解を得る努力をして頂きたい。

(熊谷委員)

座長と座長代理、分科会、事務局の皆さんの努力に敬意を表します。ありがとうございました。

(近藤委員)

第二分科会で精力的なご議論を頂き、またいろいろな角度からご批判も頂きましたことを、この場を借りて感謝申し上げたい。

(鈴木委員)

第三分科会に参加させて頂いたが、高速増殖炉及び核燃料サイクルについては今回の長計において非常に重要な論点の一つだろうと思う。熱心にご審議頂きまして、ありがとうございました。

(鷲見委員)

これだけ多数の方が議論を交わし、21世紀も原子力が必要だということを決めて頂いて、原子力に携わるものとして非常に心強く感じている。

原子力をやっているものは、安全についてももっと勉強せよというご忠告を頂いたと感じている。

政策決定に是非参加して頂きたいと思うが、同時にある程度の勉強もして頂きたい。そういう意味で、原子力、放射線の勉強を国民の方々にして頂くことを決めて頂いたことは、大変ありがたいと思っている。

「我が国」ということについての議論があったが、外国に行くと、マイ・カントリーや、アワー・カントリーと必ず言っている。「我が国」というのはまさにそれであると考えている。

(住田委員)

私は幾つかの審議会にもかかわっているが、これだけ慎重に、多数の方々のご意見を得ながら今回の結論を得たことは、国民の一人としても感謝申し上げたい。21世紀においては、特に専門の女性委員が生まれることを心から期待したい。

(竹内委員)

第二分科会とこの策定会議に参加させて頂きました。いろいろな角度からのご意見を聞かせて頂き、大変勉強になった。

原子力発電や回収されるプルトニウムなどの有効利用を、国の方針として決められたことは大きな意義があると思う。それと同時に、私どもがそれを着実に進める責任があることを強く感じている。

ちなみにご報告させて頂くが、使用済み燃料の本格搬入に関する安全協定については、順調に進んでいる。また本日、電気事業連合会からの要請を受けて、MOX事業について日本原燃が六ヶ所において行いたい旨を表明したということをご紹介させて頂く。

(千野委員)

今回、長計に初めて参加させて頂いたが、最終報告書にあたって、前回の報告書を改めて読んだ。今回の報告書の意義というか新しさを感じた。同時に、書くのは大変だったと思われる。改めて感謝したいと思う。

(都甲委員)

私どもサイクル機構は、社内で中長期事業計画を作り、それに従い業務を行っているが、今回長期計画が改訂になるのに伴い早急に整合性をとりたいと考えている。特に「もんじゅ」については地元のご理解を得ながらできるだけ早期に再開をしたいと考えているので、よろしくお願いしたい。

(鳥井委員)

吉岡委員に次いで多くの意見を述べたような気がするが、寛容に聞いて下さった座長団と事務局の皆さんに感謝したい。

(村上委員)

40 年前の第 1 回の長計のときに事務局の一員として加わり、今回は 40 年ぶりである。これまでの長計は原子力発電にシフトされていたものだったが、今回は総合科学技術としての原子力の考え方も取り入れて頂いたということで、総合機関の責任者として感謝している。

(吉岡委員)

一番この場を騒がせたようですが、考えてみれば、そうすることを期待されていたのではないかと認識しています。かき乱しつつ、決裂しないようにうまく結論をまとめ、その中で私の主張をどれだけ入れるかというゲームを、生意気な言い方ですが、楽しませて頂きました。

今後は原子力開発利用に批判的立場をとる人間も、どしどし入れて議論をするようになると思うが、その際に選ばれた人間がどう発言するか、自分の立場を堅持しつつも全体を壊さないように結論まで持っていくかのモデル作りをするように命じられていたと感じている。このモデルが正しいかどうか、原子力に批判的な立場の人からは批判を受けるかも知れないが、多少はその形成に貢献したと思う。座長、座長代理及び事務局の皆さんには生意気を申しましたが、お許してください。今後ともよろしくお願いします。

(永宮第四分科会座長)

私は物理学をやっており、原子力そのものを知っているわけではないが、今回の長計は、工学ということだけではなく、原子力の広がりという観点で基礎科学との接点を積極的に取り入れて頂いたことは、基礎科学に携わる者として非常に画期的に進歩したものだと思う。長計に参加させて頂き、原子力そのものについて学ぶことができたことは良かったと思う。

(久保寺第五分科会座長)

第五分科会、策定会議を通してたくさんのことを学ばせて頂いたが、今回の長計は唯一の被爆国である我が国の、21 世紀に向けての原子力及び放射線の平和利用への提言になると確信できる。

「もんじゅ」についてはそれぞれの背景、立場でのいろいろな意見を聞くことができたが、それを踏まえ受け入れてくださる立地地域の方たちの意見には、大きなものがあると思う。一日も早くもんじゅが機嫌よく動いてくれることが個人的願いである。

様々な意見をきちんとポイントを絞り、まとめてくださった事務局に敬意を表し、感謝したい。

(佐々木第五分科会座長)

第五分科会の共同座長として、放射線の利用と健康影響について、最後にもう一度申し

上げると、放射線の利用は非常に多岐にわたっており、関連する省庁も多岐に渡っている。その間の連携プレーが非常に重要である。ぜひとも原子力委員会を要として、省庁間の連携が円滑に行われ、国民の生活に貢献する放射線利用が推進されることを願っている。

(河瀬委員)

もんじゅの見学を兼ねて、ぜひ皆さんに敦賀にお越し頂きたい。

(森島座長代理)

原子力の問題というのは、社会的にも経済的にもエネルギーとして重要である。他面で国民の不安感、不信感も大きく、その意味では他の政策課題に比べて、原子力ほど意見の対立があるものはないと思う。

私は従来原子力にはかかわってこなかったが、廃棄物処理の問題で初めてかかわり、これだけの問題はやはりきちんと議論しなくてはならないと思った。その意味では今回の長計の話があったときに、一つの政策決定手法というものを新しい時代、社会の要請に従って、少しでも前進と思われる方向に向かってやって行くべきではないかということで、座長代理を引き受けさせて頂いた。

環境を長くやっているの、議論したり、住民とも直接話をしたりということをやってきた。今回のものが最も進んだ形かはわからないが、一つの新しい長計のあり方を示し得たのではないかと思う。

○原子力委員会を代表して、藤家委員長代理よりご挨拶。

この一年半、ご多忙の中、長期計画の策定のため真摯なご審議を頂き、誠にありがとうございました。

原子力委員会では、今回の長期計画策定に際しては、これまでの長計の延長となる必要はないという考えで、策定会議においては、21世紀へ向けた原子力研究開発利用の全体像と長期展望をお示し下さるよう申し上げた。

これは同時に現実が抱えている課題もあるので、展望と現実のバランスも考えて頂きたいということである。一方で、原子力が既に社会的な存在となっており、日本の原子力開発の状況が世界に大きな影響を与える段階となっていることも事実である。ましてや、原爆に反対し、平和利用に専念する日本が21世紀の国際社会に向かって、重要なメッセージを出していくことも我々の責任と考え、幅の広いメッセージとしての役割を重視するということもお願いした。

ご審議頂いた長計は最終的には、後日那須座長よりご報告頂くこととなるが、原子力委員はこの策定会議及び分科会にほとんど参加し、その内容を逐次理解してきた。原子力委員会としては可及的速やかに委員会決定し、この長期計画を将来において計画的に遂行していく責任が原子力委員会決定の中にうたわれるということにさせて頂きたい。

○那須座長よりご挨拶。

昨年5月の原子力委員会決定により、新しい長期計画を策定するべく計16回に及ぶ策

定会議と、115 人の識者の参加を得て、6 つの分科会を計 57 回開催するなど、大変密度の濃い、幅広いご審議を頂いた。

しかし、昨年 of ウラン加工工場での臨界事故をはじめ、一連の事故や不祥事により、国民の原子力に対する信頼感、安心感は著しく低下している。

そのような状況を踏まえ、今回の長計は、21 世紀へ向けた我が国の原子力の研究、開発及び利用の全体像と長期展望を国民へ伝えるメッセージとして、極めて重要な役割を持つものであると認識している。

「ご意見をきく会」や意見募集などにおいて、広く国民の皆さんの意見を聞き、長計案に反映することができたことを、心に留めておきたい。

森嶋座長代理をはじめ、委員の皆様、事務局に心から感謝したい。

－以上－